

~~見解書~~ 再見解書

令和5年 6月 30日

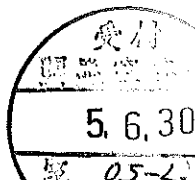
吹田市長宛

事業者 住 所 大阪府 豊中市 新千里北町一丁目18番2号
 氏 名 社会福祉法人 豊中ファミリー 理事長 奥田 修三
 電話番号 06 (6155) 0050
 代理人 住 所 青森県 八戸市 大字新井田字朴木沢14-28
 氏 名 株式会社ケイ・アーキテツク 代表取締役 藤巻 浩之
 電話番号 0178 (25) 7766
 (法人にあつては、その主たる事務所の)
 (所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 ~~第2項~~ 第4項の規定により、次のとおり ~~見解書~~ 再見解書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 特別養護老人ホーム アリス佐竹台 新築工事
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 佐竹台五丁目115番11
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (特養)

意見に対する見解
 別紙、ご高覧ください。

※受付年月日	R5年4月3日	※受付番号	第 05-4 号 -01	※受付印	
※お問い合わせ	伺		文書取扱責任者		

- 1 ※ ~~欄~~のある欄は、記入しな~~い~~いでください。
 2 のある欄は、~~長~~該当する員にレ印を~~認~~入してください。
 3 意見に対する見解欄に書き込め~~ない~~ときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

様式第8号

意見書・再意見書

2023年6月28日

吹田市長宛


住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 ~~第1項~~ 第3項の規定により、次のとおり ~~説明報告書に対する意見書~~ 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	(仮称) 特別養護老人ホーム アリス佐竹台新築工事		
事業区域の位置	吹田市 佐竹台五丁目115番11		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他(高齢者福祉施設)		
意見の内容	<p>見解書につきまして拝読致しました。日照の確保、工事による騒音、待機車両の場所等ご配慮頂けるとの事、お約束頂きありがとうございます。緑地やフェンス・外構につきましては、自治会を通して引き続き協議させて頂きたく思います。</p> <p>再意見として1点ございます。空き地利用につきまして、現段階では未定との事ですが、今後建築物を建てる計画が上がった場合、今回と同じように日照やプライバシー配慮等ご検討頂きたく切に願います。また、計画段階から隣接居住者に対して説明の場を設けて頂きたくお願い致します。</p>		
※受付年月日	R5年4月3日	※受付番号	第05-L-01号
※備考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

(仮称) 特別養護老人ホーム アリス佐竹台 新築工事

再見解書

No. 1

■空地利用につきまして、現段階では未定との事ですが、今後建築物を建てる計画が上がった場合、今回と同じように日照やプライバシー配慮等ご検討頂きたく切に願います。また、計画段階から隣接居住者に対して説明の場を設けて頂きたくお願い致します。

⇒承知しました。敷地内にて計画がある場合は、日影やプライバシー等に配慮致します。また、法令・条例等に基づく周知・説明を行います。

貴重なご意見、誠にありがとうございます。

意見書、再意見書を通したくさんのご意見を頂きました。皆様が佐竹台の環境の向上にどれだけ心を砕かれていらっしゃるか理解を深めると共に、お考えやご心配事項に対する配慮を心がけて参ります。引続きコミュニケーションを取らせて頂きながら、良好な関係を築きたく考えております。

今後ともご理解とご協力の程、お願い申し上げます。